

壬生町内企業に**就職**し、
町に**転入**してくる方に
奨励金を交付します

壬生町

立地企業雇用確保 移住支援事業

令和4年3月1日以降に

壬生町の企業に就職し、移住の要件を満たした方

を対象に一律 **20万円** の奨励金を支給します

移住支援奨励金の対象者について

①

壬生町内の企業に就職

令和4年3月1日以降に、
壬生町内に本社、支社、
事業所、工場又は店舗等を
持つ企業に就職した
町外在住者。

※裏面に記載されている業種
に限ります。

②

栃木県壬生町に転入

令和4年3月1日以降に、
壬生町内の**賃貸住宅**に
転入すること。

※転入日以前、1年間において
壬生町に居住実績のない事。

※転入日以降、1年以上壬生町
に居住する意思のある事。

③

栃木県壬生町 転入後6か月経過

転入後6か月を経過後、
商工観光課に交付申請。

奨励金の交付。

壬生町立地企業雇用確保移住支援奨励金については、商工観光課商工振興係までご相談ください。

壬生町商工観光課商工振興係

TEL: 0282-81-1845

MAIL: keizai@town.mibu.tochigi.jp



詳しくは壬生町公式
ウェブサイトをチェック

<https://www.town.mibu.tochigi.jp/>

別表（第3条第1号関係）

日本標準産業分類（第13回改定）上の業種名	
06 総合工事業	39 情報サービス業
07 個別工事業	40 インターネット附随サービス業
08 設備工事業	41 映像・音声・文字情報制作業
09 食料品製造業	42 鉄道業
10 飲料・たばこ・飼料製造業(102酒類製造業を含む。105たばこ製造業を除く。)	43 道路旅客運送業
11 繊維工業	44 道路貨物運送業
12 木材・木製品製造業（家具を除く。)	46 航空運輸業
13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。)	47 倉庫業
14 ハルフ・紙・紙加工品製造業	48 運輸に附帯するサービス業
15 印刷・同関連業	50 各種商品卸売業
16 化学工業	51 繊維・衣服等卸売業
17 石油製品・石炭製品製造業	52 飲食物品卸売業
18 プラスチック製品製造業	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
19 ゴム製品製造業	54 機械器具卸売業
21 窯業・土石製品製造業	55 その他の卸売業
22 鉄鋼業	56 各種商品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
23 非鉄金属製造業	57 織物・衣服・身の回り品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
24 金属製品製造業	58 飲食物品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
25 はん用機械器具製造業	59 機械器具小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
26 生産用機械器具製造業	60 その他の小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。)	72 専門サービス業（他に分類されないもの）（726デザイン業以外は除く）
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	73 広告業
29 電気機械器具製造業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）（741獣医療は除く）
30 情報通信機械器具製造業	75 宿泊業
31 輸送用機械器具製造業	76 飲食店
32 その他の製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
33 電気業	78 洗濯・理容・美容・浴場業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける業種を除く。)
34 ガス業	79 その他の生活関連サービス業
35 熱供給業	82 その他の教育、学習支援業
36 水道業	88 廃棄物処理業
37 通信業	89 自動車整備業
38 放送業	92 その他の事業サービス業